2018年3月15日

US tax alert

EY税理士法人

米国、留保所得一括課税FAQを公表

EY税理士法人アラート・ライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

2018年3月13日、IRSは、米国株主が10%以上の持分を保有する「特定外国法人(Specified Foreign Corporation: SFC)」の留保所得一括課税にかかわるガイダンスをFAQ(よくある質問)形式で公表しました。税制改正の多くの条項が2018年課税年度からの適用となる中、一括課税は2017年課税年度に取り込まれるケースが大半となることから、2017年12月後半から優先的に複数のガイダンスが公表されています。

今回公表されたFAQは、一括課税の算定法や納税者に与えられている各種選択の一覧など、基礎的な情報をわかりやすく解説しています。法人に加え、個人、S法人、パススルー主体がSFCの米国株主となっているケースの扱い、申告書に添付する一括課税開示様式(IRC Section 965 Transition Tax Statement)の初公開など、申告シーズンに備え、より具体的な対応が明らかにされています。外国税額控除を最大限化する目的で、一括課税対象所得に繰越欠損金を使用しない選択は明記されていますが、一部で期待されている一括課税対象年度の損失の未使用選択は今回のFAQでは触れられていません。

FAQの原文は、下記IRSサイトから閲覧可能です。

https://www.irs.gov/newsroom/questions-and-answers-about-reporting-related-to-section-965-on-2017-tax-returns

Building a better working world

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。
メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

@EY_TaxJapan
最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人
ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて
EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について
EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180315

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp